

議案の審議結果

6月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計21議案について、19日間にわたり熱心な審議が行われ、7月5日に議決された。

議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

種類	結果	原案可決	修正可決	承認	同意	合計
条例		4				4
事件		1	1	1	1	4
意見書		13				13
計		18	1	1	1	21

知事提出議案

議案番号	件名	要旨	議決結果
52	第4期埼玉県教育振興基本計画の策定について	第4期埼玉県教育振興基本計画を策定しようとするものである。	修正可決
77	埼玉県税条例の一部を改正する条例	地方税法等の一部改正に伴い、法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人を見直す等するものである。	原案可決
78	埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例	生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の施行に伴い、規定の整備をするものである。	原案可決
79	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額を改定するものである。	原案可決
80	専決処分の承認を求めることについて	埼玉県税条例等の一部を改正する条例を専決処分したことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定により、承認を求めるものである。	承認
81	工事請負契約の締結について	工事名 川口特別支援学校中央棟新築工事 施工箇所 川口市大字赤井字田畑 1234 番 1 履行期限 令和8年1月30日 請負金額 976,800,000円 請負業者 株式会社島村工業	原案可決
82	埼玉県副知事の選任について	埼玉県副知事山本悟司の退職に伴い、その後任として伊藤高を選任することについて、同意を得ようとするものである。	同意

議員提出議案 (条例・意見書)

議第16号議案

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例

目次

第一章 総則 (第一条—第六条)

第二章 特定再生資源屋外保管業の規制（第七条—第二十一条）

第三章 雑則（第二十二条—第三十三条）

第四章 罰則（第三十四条—第三十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、製品等として使用した後に再資源化のために取引される金属及びプラスチックの保管及び破碎等について必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「特定再生資源」とは、次の各号に掲げる物品（これらが破碎され、切断され、圧縮され、又は解体されたものを含む。）をいう。ただし、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいい、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二百一十一条の規定により廃棄物とみなされるものを含む。）、有害使用済機器（法第十七条の二第一項に規定する有害使用済機器をいう。）並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。

一 使用を終了し、収集された製品（金属又はプラスチック（次号において「金属等」という。）が使用されているものに限る。）

二 収集された金属等（製品の製造、加工、修理又は販売、土木建築に関する工事その他の人の活動に伴い副次的に得られたものに限る。）

2 この条例において「特定再生資源屋外保管業」とは、屋外（屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物の外をいう。以下同じ。）において、特定再生資源の保管をする事業（保管をし、破碎等（破碎、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理をいう。以下同じ。）をするものを含み、自ら原材料として使用するために保管をするものを除く。）をいう。

3 この条例において「特定再生資源屋外保管業者」とは、特定再生資源屋外保管業を行う者をいう。

4 この条例において「特定再生資源屋外保管許可業者」とは、第八条第一項の許可（同条第三項の更新の許可を含む。第二章（第七条及び第九条第二項を除く。）、第三章（第二十九条を除く。）及び第四章において同じ。）を受けて特定再生資源屋外保管業を行う者をいう。

5 この条例において「特定再生資源屋外保管事業場」とは、特定再生資源屋外保管業の用に供する事業場をいう。

6 この条例において「保管物」とは、特定再生資源屋外保管事業場において保管される特定再生資源（これ以外の物品と一体的に保管される場合にあつては、特定再生資源及び当該物品）をいう。

（特定再生資源屋外保管業者の責務）

第三条 特定再生資源屋外保管業者は、特定再生資源屋外保管事業場からの保管物の崩落、特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生等を未然に防止するとともに、特定再生資源屋外保管業により県民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上の支障が生じないように努めなければならない。

2 特定再生資源屋外保管業者は、特定再生資源屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

（土地所有者等の責務）

第四条 土地の所有者又は土地を使用収益する権原を有する者は、特定再生資源屋外保管事業場の用に供するものとして当該土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、当該特定再生資源屋外保管事業場が県民の生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の支障を生じないものであることを確認しなければならない。

2 土地の所有者又は土地を使用収益する権原を有する者は、当該土地に設置された特定再生資源屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、特定再生資源屋外保管業者と協力し、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

（県の責務）

第五条 県は、この条例の目的を達成するため、市町村と連携して、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に努めなければならない。

(市町村への支援等)

第六条 県は、市町村がその地域の実情に応じて策定し、又は実施する特定再生資源屋外保管業に関する施策について、技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 前項の施策を市町村が実施する場合にあっては、県は、市町村と連携するよう努めなければならない。

第二章 特定再生資源屋外保管業の規制

(住民への周知)

第七条 次条第一項の許可(同条第三項の更新の許可を除く。第九条第二項及び第二十九条において同じ。)の申請により特定再生資源屋外保管業を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定再生資源屋外保管事業場の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の特定再生資源屋外保管業の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(特定再生資源屋外保管業の許可)

第八条 特定再生資源屋外保管業を行おうとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、特定再生資源屋外保管事業場の敷地面積が百平方メートルを超えない場合(敷地が隣接する特定再生資源屋外保管事業場にあつては、その敷地が隣接する特定再生資源屋外保管事業場の各敷地面積の合計が百平方メートルを超える場合を除く。)は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を特定再生資源屋外保管事業場(その敷地面積が百平方メートルを超えるもの(敷地が隣接する特定再生資源屋外保管事業場の各敷地面積の合計が百平方メートルを超える場合における当該敷地が隣接する特定再生資源屋外保管事業場を含む。))に限る。以下同じ。)ごとに記載した申請書に前条の規定による措置を講じたことを証する書面、特定再生資源屋外保管事業場及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積

三 特定再生資源屋外保管事業場の構造及び設備

四 特定再生資源の保管の場所の位置及び面積並びに当該場所において保管をする保管物の規則で定める区分

五 保管物を積み上げる高さその他の規則で定める保管の方法

六 破砕等をする場合にあつては、当該破砕等をする場所の位置及び面積、当該破砕等の種類及び方法その他の規則で定める事項

七 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して五年とし、同項の許可は、五年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

4 前項の更新の申請があつた場合において、同項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(許可の基準等)

第九条 知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に掲げる基準に適合しないと認めるとき又はその申請の手續がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る特定再生資源屋外保管業の計画が第十一条第二号から第六号までに掲げる基準に適合するものであること。

二 特定再生資源屋外保管事業場が、次のいずれにも該当するものであること。

- イ 保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。
 - ロ 保管物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。
 - ハ 保管又は破碎等（以下「保管等」という。）の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合にあっては、保管等の場所の底面が不浸透性の材料で覆われているとともに、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備が設けられていること。
- 三 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ハ 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるもの若しくはこの条例若しくはこれらの法令若しくはこの条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ニ 法第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは法第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは浄化槽法第四十一条第二項又は第二十一条第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人（法第七条の四第一項第三号若しくは法第十四条の三の二第一項第三号（法第十四条の六において準用する場合を含む。）又は第二十一条第一項第三号に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知（この条例の規定による当該取消しの処分にあっては、埼玉県行政手続条例（平成七年条例第六十五号）第十五条の規定による通知。以下この号において同じ。）があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
 - ホ 法第七条の四若しくは法第十四条の三の二（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは浄化槽法第四十一条第二項又は第二十一条第一項若しくは第二項の規定による許可の取消し処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第七条の二第三項（法第十四条の二第三項及び法第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。へにおいて同じ。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出又は第十五条の規定による廃業等の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
 - ヘ ホに規定する期間内に法第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出又は第十五条の規定による廃業等の届出があった場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当

該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト 第十九条第二項の規定によりその事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
チ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

リ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
ヌ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからリまでのいずれかに該当するもの

ル 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの

ヲ 個人で規則で定める使用人のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの

ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定再生資源屋外保管事業場の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、知事に必要な事項を記載した申請書を提出して検査を受け、当該特定再生資源屋外保管事業場が前項第一号及び第二号に掲げる基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

（許可の条件）

第十条 第八条第一項の許可には、県民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

（基準遵守義務）

第十一条 特定再生資源屋外保管許可業者は、次の各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 特定再生資源屋外保管事業場を第九条第一項第二号に掲げる基準に適合するように維持すること。

二 特定再生資源屋外保管事業場からの保管物の崩落又は飛散及び特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、積み上げられた保管物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。

三 特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため規則で定める措置を講ずること。

四 保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

五 保管等に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

六 特定再生資源屋外保管事業場において、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置を講ずること。

（変更の許可等）

第十二条 特定再生資源屋外保管許可業者は、その許可に係る第八条第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 第七条、第九条及び第十条の規定は、前項の許可について準用する。

3 特定再生資源屋外保管許可業者は、第一項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき又は第八条第二項第一号に掲げる事項その他規則で定める事項を変更したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（名義貸しの禁止）

第十三条 特定再生資源屋外保管許可業者は、自己の名義をもって、他人に特定再生資源屋外保管業を行わせてはならない。

（相続）

第十四条 特定再生資源屋外保管許可業者について相続があったときは、相続人は、特定再生資源屋外

保管許可業者の地位を承継する。

2 前項の規定により特定再生資源屋外保管許可業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第十五条 特定再生資源屋外保管許可業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人。ただし、前条第二項の規定による届出をした者を除く。
- 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- 五 その許可に係る特定再生資源屋外保管業を廃止した場合 特定再生資源屋外保管許可業者であった個人又は特定再生資源屋外保管許可業者であった法人を代表する役員

(標識の掲示)

第十六条 特定再生資源屋外保管許可業者は、規則で定めるところにより、特定再生資源屋外保管事業場ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 特定再生資源屋外保管許可業者は、その事業の規模が著しく小さい場合その他の規則で定める場合を除き、前項に規定する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(台帳の作成及び保存)

第十七条 特定再生資源屋外保管許可業者は、特定再生資源屋外保管業について、規則で定めるところにより、特定再生資源屋外保管事業場ごとに、特定再生資源の取引の年月日及び相手方、取引した特定再生資源の種類その他の規則で定める事項を記載した台帳を作成し、一年ごとに閉鎖しなければならない。

2 特定再生資源屋外保管許可業者は、規則で定めるところにより、前項に規定する台帳を同項の規定による閉鎖後五年間保存しなければならない。

(現場責任者)

第十八条 特定再生資源屋外保管許可業者は、当該特定再生資源屋外保管事業場に係る業務を適切に行わせるため、規則で定めるところにより、特定再生資源屋外保管事業場ごとに現場責任者を置かなければならない。

(勧告及び保管方法の改善命令等)

第十九条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定再生資源屋外保管許可業者に対し、期限を定めて、特定再生資源の保管等の方法の改善その他必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

- 一 第八条第一項又は第十二条第一項の許可に係る特定再生資源屋外保管事業場が第十一条各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- 二 特定再生資源屋外保管許可業者が第十条（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反したとき。
- 三 特定再生資源屋外保管許可業者が前三条の規定に違反したとき。

2 知事は、前項の勧告（同項第一号又は第二号に係るものに限る。）を受けた特定再生資源屋外保管許可業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定再生資源屋外保管許可業者に対し、期限を定めてその勧告に係る特定再生資源の保管等の方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを命じ、又は期間を定めて特定再生資源屋外保管業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(措置命令)

第二十条 知事は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる場合において、県民の生活の安全の確保上若

しくは生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該特定再生資源屋外保管許可業者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、第八条第一項の規定に違反して特定再生資源屋外保管業が行われた場合において、県民の生活の安全の確保上若しくは生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、同項の規定に違反して特定再生資源屋外保管業を行った者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
(許可の取消し等)

第二十一条 知事は、特定再生資源屋外保管許可業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消さなければならない。

- 一 第九条第一項第三号ロ、ハ（法第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分若しくは法第三十二条第一項（法第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。次号において同じ。）、チ、リ又はワに該当するに至ったとき。
 - 二 第九条第一項第三号ヌからヲまで（同号ハ、チ又はリに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 三 第九条第一項第三号ヌからヲまで（同号ニに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 四 第九条第一項第三号イからへまで又はヌからヲまでのいずれかに該当するに至ったとき（前三号に該当する場合を除く。）。
 - 五 第十九条第二項又は前条第一項の規定による処分に違反したとき。
 - 六 不正の手段により第八条第一項又は第十二条第一項の許可を受けたとき。
- 2 知事は、特定再生資源屋外保管許可業者が第十九条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定により第八条第一項の許可を取り消された者（次項において「旧特定再生資源屋外保管許可業者」という。）は、取り消された許可に係る特定再生資源屋外保管事業場が規則で定める基準に適合していることについて知事の確認を受け、遅滞なく廃止しなければならない。
- 4 旧特定再生資源屋外保管許可業者は、その許可に係る特定再生資源屋外保管業を廃止するまでの間、前二条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用を受ける。

第三章 雑則

(報告徴収)

第二十二条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定再生資源又は特定再生資源であることの疑いのある物の屋外における保管を業とする者その他の関係者に対し、特定再生資源屋外保管業に関し、期限を定めて、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第二十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、特定再生資源又は特定再生資源であることの疑いのある物の屋外における保管を業とする者その他の関係者の事業場、事務所その他の施設に立ち入り、台帳、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第二十四条 知事は、特定再生資源屋外保管業を行おうとする者又は特定再生資源屋外保管業者に対し、県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。

(事故時の措置)

第二十五条 特定再生資源屋外保管業者は、特定再生資源屋外保管業に係る事故により県民の生活の安全の確保上若しくは生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、その支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに当該事故の状況及び当該措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 知事は、特定再生資源屋外保管業者が前項の措置を講じていないと認めるときは、当該特定再生資源屋外保管業者に対し、期限を定めて当該措置を講ずべきことを命じ、又は期間を定めて特定再生資源屋外保管業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(許可等に関する意見聴取)

第二十六条 知事は、第八条第一項又は第十二条第一項の許可をしようとするときは、第九条第一項第三号チ又はヌからワまでに該当する事由（同号ヌからワまでに該当する事由にあっては、同号チに係るものに限る。次項及び第二十八条において同じ。）の有無について、埼玉県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 知事は、第二十一条第一項の規定による処分をしようとするときは、第九条第一項第三号チ又はヌからワまでに該当する事由の有無について、埼玉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(関係行政機関等への照会等)

第二十七条 知事は、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(知事への意見)

第二十八条 埼玉県警察本部長は、特定再生資源屋外保管許可業者について、第九条第一項第三号チ又はヌからワまでに該当する事由があると疑うに足る相当な理由があるため、知事が当該特定再生資源屋外保管許可業者に対して適当な措置を講ずることが必要であると認める場合には、知事に対し、その旨の意見を述べるることができる。

(手数料)

第二十九条 第八条第一項の許可若しくは同条第三項の許可の更新を受けようとする者又は第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別に条例で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(財政上の措置)

第三十条 県は、特定再生資源屋外保管業について、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(適用除外)

第三十一条 この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

一 国又は地方公共団体が特定再生資源屋外保管業を行う場合

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十三条の二第一号に定める廃棄物の処理に係る許可、認定、委託又は指定を受けた者が当該許可、認定、委託又は指定に係る事業場において特定再生資源屋外保管業を行う場合

三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の許可を受けた解体業者又は第六十七条第一項の許可を受けた破碎業者が当該許可に係る事業所において特定再生資源屋外保管業を行う場合

(市町村の条例との関係)

第三十二条 この条例の規定は、地域の実情に応じて、特定再生資源屋外保管業について必要な規制を行うため、市町村が条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

2 市町村が定める特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の規定の内容が、この条例の趣旨に則したものであるものとして知事が認めるときは、規則の定めるところにより、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(委任)

第三十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 罰則

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項又は第十二条第一項の規定に違反して、特定再生資源屋外保管業を行った者

- 二 不正の手段により第八条第一項又は第十二条第一項の許可を受けた者
- 三 第十三条の規定に違反して、他人に特定再生資源屋外保管業を行わせた者
- 四 第十九条第二項、第二十条第一項若しくは第二項又は第二十五条第二項の規定による命令に違反した者

第三十五条 第九条第二項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第九条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合していると認められる前に特定再生資源屋外保管事業場を使用した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第三項、第十四条第二項又は第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第二十三条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき当該法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この条例の施行の際現に特定再生資源屋外保管業を行っている者（第八条第一項ただし書に該当するものを除く。以下「従前の特定再生資源屋外保管業者」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月間は、同項の許可を受けずに、特定再生資源屋外保管業を行うことができる。

- 2 従前の特定再生資源屋外保管業者は、施行日から起算して六月を経過する日までの間に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 3 前項に規定する期間内に、同項の規定による届出をした従前の特定再生資源屋外保管業者は、施行日に第八条第一項の許可を受けたものとみなす。
- 4 従前の特定再生資源屋外保管業者（第二項に規定する期間内に同項の規定による届出をしなかった従前の特定再生資源屋外保管業者を除く。次項において同じ。）がこの条例の施行の際現に使用している特定再生資源屋外保管事業場については、第九条第一項第二号ロ及び同条第二項（当該従前の特定再生資源屋外保管業者が第十二条第一項の許可を受けた場合を除く。）の規定は、適用しない。
- 5 従前の特定再生資源屋外保管業者がこの条例の施行の際現に使用している特定再生資源屋外保管事業場については、第九条第一項第二号（ロを除く。）及び第十一条第一号の規定は、施行日から起算して五年間は、適用しない。
- 6 従前の特定再生資源屋外保管業者がこの条例の施行の際現に使用している特定再生資源屋外保管事業場については、第十一条第二号から第六号までの規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。
- 7 従前の特定再生資源屋外保管業者は、特定再生資源屋外保管事業場の周辺地域の住民から求めがあった場合は、規則で定める事項について説明しなければならない。

原案可決

電力価格の高騰抑制や安定供給の確保等を求める意見書

国際情勢の変化や急速な円安の進行等に伴う化石エネルギー価格の高騰により、日本経済は深刻な影響を受けており、エネルギーの安定供給をとりまく課題が表面化している。

日常生活や企業活動に欠かすことのできない電気等の価格の上昇は、あらゆる財やサービスの価格上昇につながり、家庭や企業等にとって大きな負担となる。

また、世界各国で大規模な自然災害が発生するなど、気候変動への対策は急務であり、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、エネルギーの脱炭素化に向けた取組を加速させなければならない。

エネルギー価格高騰などの構造的問題に対しては、再生可能エネルギーの最大限の導入等により、供給面のリスクや価格変動の大きい化石燃料への依存から脱却し、エネルギーの安定供給の確保と脱炭素化を両立させることが極めて重要である。さらに、再生可能エネルギーの活用促進にあたっては、系統制約への対応が不可欠である。

よって、国においては、電力価格の高騰抑制と安定的な電力供給の確保、再生可能エネルギーの活用促進のため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 電力価格については、国による補助が本年8月分から10月分まで措置されることが発表されたところであるが、今後も燃料価格の推移を踏まえ、社会情勢に応じた柔軟な対応に努めること。
- 2 省エネルギーや節電について、国民や事業者等に対し、普及啓発や財政支援をはじめ、具体的な支援を強化すること。
- 3 再生可能エネルギーの主力電源化と電力需給の安定化に向けて、地域間連系線などの基幹系統の増強や系統用蓄電池導入など電力需給調整のための取組を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
経済産業大臣
環境大臣
内閣官房長官
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

国土強靱化実施中期計画の早期策定を求める意見書

近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、県民の命や暮らしや経済活動に深刻な影響を及ぼす恐れのある首都直下地震の切迫性も高まっている。

県民の生命・財産・暮らしを守り、社会の機能を維持するために、防災・減災、国土強靱化の取組は一層重要となっており、ハード・ソフト両面からのきめ細かな対策を強力に推進する必要がある。

国においては、令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を策定し、地方自治体とともに流域治水対策や道路網の強靱化、災害に強い市街地の形成など重点的かつ集中的な対策に取り組んでいる。

昨年6月の「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の改正において、国土強靱化実施中期計画の策定が法定化され、計画期間や実施すべき施策の内容・目標、特に推進が必要な施策の内容やその事業規模等を定めることとなった。これにより、実施計画が切れ目なく策定され、継続的・安定的に国土強靱化の取り組みを進めることが可能となった。

現在は、策定に向けた施策の実施状況の評価などが行われているが、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」では、2024年度の早期に策定に取り掛かるとされた。

国の中長期かつ明確な見通しの下で、計画が早期に示されることは、地方自治体においても、強靱化の事業を切れ目なく構築するために重要である。

よって、国においては、更なる国土強靱化の推進に向けて、国土強靱化実施中期計画を早期に策定することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
国土強靱化担当大臣
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第19号議案

介護職員や介護支援専門員等の更なる処遇改善を求める意見書

超少子高齢社会が到来する中、介護サービスに対するニーズは一層高まっていくことが見込まれている。介護施設や事業所に勤務する介護職員や、要介護者等からの相談やケアプランの作成、サービス事業者との連絡調整等を行う介護支援専門員等の確保は急務であるが、人材不足の状況は深刻である。

介護を担う人材は、他産業に比べて給与が低い。令和5年賃金構造基本統計調査によれば、全労働者の給与額347万円に対し、福祉施設介護員は264万円、ホームヘルパーは284万円、介護支援専門員は297万円と大きな差がある。

国では、介護報酬の改定や地方自治体への交付金等を通じて、これまでもこうした人材の処遇改善に取り組んできた。令和6年度の介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善分0.98%を含む1.59%のプラス改定となった。

しかし、民間企業全体で約30年ぶりの高水準となる賃上げが進む状況において、介護人材の不足解消に向けて更なる処遇改善に取り組む必要性は高い。

こうした中、国は、国民に質の高い介護サービスを提供する体制を維持・発展させていくために、介護人材の確保と定着に不可欠な処遇改善等について、一層の推進をしなければならない。

よって、国においては、介護職員や介護支援専門員等の更なる処遇改善を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第20号議案

介護サービス事業者の安定的な運営確保の推進を求める意見書

介護サービス事業者は、新型コロナウイルス感染症の5類移行後においても、必要な感染対策の実施や物価高騰の影響により大変厳しい経営環境にある。

光熱費・食材料費の物価上昇分はコストを削減するだけでは対応できず、介護サービスは国が定めた介護報酬により運営されているため、利用者へ転嫁することも難しい。また、特に車両による移動が必要な訪問看護事業者においては、ガソリン価格の高騰の影響も大きく受ける。

令和6年度介護報酬改定では、介護現場で働く方々の処遇改善を確実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリある対応を実施するとされ、全体では1.59%のプラス改定となったものの、光熱費等の高騰への対応は十分とは言えない。

また、訪問介護については、令和5年度介護事業経営実態調査で収支差率が他のサービスに比べて良好であったこと等から基本報酬が減額改定となった。しかし、経営形態は一様ではなく、この調査ではその36.7%が赤字であることが示されている。利用者宅を一軒ずつ訪問するため移動に時間を要する小規模な事業者からは、特に、経営の厳しさを訴える切実な声もあがっている。

このような中、令和6年6月5日、衆議院厚生労働委員会は、「介護・障害福祉分野の人材の確保及び定着を促進するとともにサービス提供体制を整備するための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する件」を全会一致で決議し、令和6年度の介護報酬改定の影響に係る検証やその結果を受け必要な措置を講ずること等を求めた。

よって、国においては、介護サービス事業者の安定的な運営確保の推進のため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 物価高騰などの社会経済情勢を踏まえ、介護サービス事業者の経営の安定化に資する必要な取組を強化すること。
- 2 令和6年度の介護報酬改定の影響について、訪問介護事業所をはじめ介護サービス事業者等の現場の実態を速やかに調査・検証するとともに、その調査・検証の結果に鑑み対策を早急に検討し、必要な措置を速やかに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

保護司の安全確保のための環境整備を求める意見書

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアであり、保護観察官と協働して保護観察に当たっている。犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための指導をするとともに、刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、住居や就業先などの帰往環境の調整や相談を行っている。

昨年1月時点で、全国約4万7千人の保護司が活動を行っているが、その数は減少傾向にあり、担い手の確保が次第に困難となっている。また、職務を行うために要する実際の費用が、法務省令に基づく実費弁償金を超過し、持ち出しが生じているとの声もある。

このような中、法務省では、持続可能な制度を目指すため、昨年5月に「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を設置し、今年3月の中間報告では、新任の年齢制限の撤廃や公募制度の試行、実費弁償金の充実など保護司の確保に向けた内容が示されたところである。

しかしながら、本年5月、滋賀県大津市で男性保護司が殺害された事件を契機に、当該検討会では、急遽、安全確保への課題についても協議が行われることとなった。

この事件を受けて、全国の保護司やその家族は大変な不安を抱える中、国が、保護司の安全確保徹底を図り不安を解消することは急務である。また、世界に誇るべき我が国の保護司制度を今後も持続的に維持していくためには、保護司の意見に耳を傾け、必要な環境整備を早急に進め、地域社会の安全・安心につなげていくことが重要である。

よって、国においては、保護司の安全確保に向けて下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 保護司の安全面に関する点検を早急に行うこと。また、自宅以外の面接場所の確保を進め、必要に応じて保護司複数担当制の活用や保護観察官による直接処遇などの対応、保護司の心理的な負担軽減策を強化すること。併せて、警察等関係機関との連携を強化し、保護司の安全確保を徹底すること。
- 2 現在、法務省の「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」において、保護司の待遇や活動環境、職務内容の在り方等に関する検討が進められているが、経済的な負担の軽減等のもとより、安全確保について保護司の意見を考慮し、迅速に検討を進め、必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
財務大臣
内閣官房長官
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

北朝鮮による全ての拉致被害者等の即時一括帰国を求める意見書

北朝鮮が拉致の事実を認めた日朝首脳会談から20年以上が経過したが、帰国を果たした拉致被害者は5人にとどまり、いまだ拉致問題の解決には至っていない。

本年4月10日の日米首脳会談では、岸田首相は、拉致問題の即時解決に向けた米国の引き続きの理解

と協力を求め、バイデン大統領から、改めて全面的な支持を得た。

また、拉致被害者家族等は、4月29日から5月3日に訪米して政府高官等と面会し、拉致は究極の人権侵害であり、米国と緊密な連携が必要であることを説明し、理解を得た。

5月11日には、全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会において、岸田首相は、条件を付けずにいつでも金正恩委員長と直接向き合う決意を示すとともに、首脳会談の早期実現に向け、様々な働きかけを一層強めると述べた。そして、岸田首相自身の手で拉致問題を解決するという強い決意の下、全力で拉致問題の解決に取り組むと強調した。

拉致問題の被害者等とその家族の高齢化が進む中で、時間的制約があるこの問題は、ひとときもゆるがせにできない人道問題であり、一刻も早く解決されなければならない。

よって、国においては、政権の最重要課題である拉致問題について、国際社会と緊密に連携を図り、早期の日朝首脳会談の実現を見据え、あらゆる手段を講じて事態の打開を図り、いわゆる特定失踪者等の拉致の疑いが排除できない方も含む拉致被害者等全員の即時一括帰国を実現させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
内閣官房長官
拉致問題担当大臣

} 様

原案可決

議第23号議案

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書

情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なデジタルサービスの普及により、あらゆる主体が情報の発信者となり、誰もがこれらを容易に入手することが可能となった。

インターネット上では膨大な情報やデータが流通しているが、近年では、フェイクニュースや真偽不明誤った情報などに接触する機会が増加している。こうした偽・誤情報の流通・拡散は、利用者が多様な情報をもとに物事を正確に理解して適切な判断を下すことを困難にさせ、安心・信頼してデジタルサービスを利用することができなくなるなどの危険がある。

特に、災害発生時における情報は、多くの住民の命に直結することから、信頼性の高い情報が求められる。令和6年能登半島地震では、虚偽の救助要請や寄付募集、報道機関の公式アカウントのなりすまし投稿、異なる災害時の動画等を用いた投稿などが多数確認された。虚偽の情報を見た者の救助要請により警察や消防が出動し、迅速な救命・救助活動を妨げるような事例も発生したとされている。

災害時は、正確かつ迅速な情報を多くの人々の間で共有する必要が極めて大きい。一刻を争う救命・救急活動や円滑な復旧・復興活動を大きく阻害する偽・誤情報への対策は喫緊の課題である。

よって、国においては、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援のため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携体制を整備すること。
- 2 IoTセンサーやドローンを活用した、国と地方自治体のリアルタイムでの災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析や迅速な対策を助言する気象防災アドバイザーの地方自治体への配置を

支援すること。

- 3 公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等住民が正確な情報を入手できる手段の普及を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
デジタル大臣
防災担当大臣
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第24号議案

学校給食の無償化制度の構築を求める意見書

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するもので、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上でも重要な役割を果たすものである。主食、副食、牛乳のそろった完全給食の実施率は年々増加しており、小学校の98.8%、中学校の89.8%で実施されている。

昨年12月22日に閣議決定された「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すとともに、地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭におきつつ、地方自治体への必要な支援を行うとしている。また、同日に閣議決定された「こども未来戦略」では、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず実態調査を行った上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとされた。

実態調査結果では、昨年9月時点で無償化を実施している教育委員会の数は722に上り、うち、547教育委員会が小中学生全員を対象とするなど近年その取り組みが広がっていること、また、無償化を実施している教育委員会において、約7割は自己財源を充てているが、実施における課題として、予算の確保が最大の課題とされていることが分かった。

しかしながら、当該実態調査結果を踏まえた国の対応は、児童生徒間の公平性あるいは国と地方の役割分担、政策効果といった観点や法制面から今後、課題整理を行っていくことにとどまっており、無償化決定までには至っていない。

また、既に給食費無償化を実施している教育委員会の間においても、財源の問題から給食の質に格差が生じるため、安定的な財源の確保の重要性が明らかとなっている。

地方自治体の財政力によって学校給食無償化の実施に差が出ることは、地域間格差そのものであり、「こどもまんなか社会」の実現への妨げともなりかねない。学校給食が果たす役割の重要性に鑑みれば、国の責任において、こうした格差は早急に解消されるべきものである。

よって、国においては、学校給食費無償化の実現に向けた検討を速やかに進め、必要な制度の構築を早急に行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官
こども政策担当大臣
少子化対策担当大臣
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第25号議案

警察官の増員を求める意見書

本県では、犯罪や交通事故の増加に歯止めをかけ、県内治安の回復を着実なものとしていくため、警察官や会計年度任用職員を増員し、パトロールや取締りの強化などに努めてきた。また、全国最多を誇る自主防犯活動団体に対する積極的な支援を行うなど、関係機関及び団体との協働による事件・事故の抑止対策を推進している。

こうしたことにより、令和5年の刑法犯認知件数は過去最多であった平成16年と比較して約4分の1の49,653件となり、人身交通事故件数も長期的には減少傾向を示しているなど、県内の治安回復傾向は継続している。

しかしながら、犯罪の種類ごとの認知件数を見ると、殺人、強盗をはじめとする重要犯罪は全国3位、侵入窃盗をはじめとする重要窃盗犯は全国1位、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺は全国4位であるなど、全国的に見て、本県の治安情勢は依然として厳しい状況にある。

他方、本県警察官の負担状況を見ると、現在、本県警察官1人当たりの人口負担は全国1位の636人である。また、警察官1人当たりの刑法犯認知件数も4.31件と全国1位であり、サイバー空間の脅威への的確な対処、ストーカー・DV・行方不明・児童虐待事案等の人身安全関連事案への的確な対処、特殊詐欺をはじめとした組織犯罪の撲滅、交通事故防止対策の推進、要人に対する警護等の強化、テロ・災害等緊急事態への的確な対処等、様々な課題に対処する警察官が不足している現状にある。

今後も、事件・事故を減少させ、更なる県内治安の改善を図り、県民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、警察官の増員による人的基盤の強化が必要不可欠である。

よって、国においては、本県の厳しい治安情勢を踏まえ、いまだ警察官の過重負担が深刻な本県に対して、なお一層の警察官増員を措置するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国家公安委員会委員長

様

原案可決

警察車両の充実強化を求める意見書

本県では、犯罪や交通事故の増加に歯止めをかけ、県内治安の回復を着実なものとしていくため、人的基盤を強化し、パトロールや取締りの強化などに努めると共に、自主防犯活動団体に対する積極的な支援を行うなど、官民一体の犯罪抑止活動を推進している。

しかしながら、平成17年以降連続で減少してきた刑法犯認知件数は、令和4年から増加に転じ、本年も自転車盗等の街頭犯罪が多発傾向にある。

また、特殊詐欺は、令和3年から3年連続で被害額が増加しており、全国的に見て、本県の治安情勢は厳しい状況にある。

現在、本県警察官1人当たりの人口負担は636人、同じく刑法犯認知件数も4.31件といずれも全国1位であり、多様化する警察事象に対応する警察官が不足している現状にある。

今後、将来に亘って、事件・事故を減少させ、県内治安の改善を図り、県民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、人的基盤の強化と共に事件事故への早期対応に欠かせない警察車両の充実強化が求められる。

警察法第37条及び同施行令第2条では、警察車両の購入に必要な経費は国庫が支弁すると規定されているが、本県の県費警察車両の数は約4割を占めている。

また、警察車両購入費は、世界的な物価高の影響、安全装置の義務化、地球温暖化対策に対応したハイブリッド車等の低公害車の導入のため、1台当たりの単価が上昇しており、県費支出は、さらに大きくなるが見込まれる。

よって、国においては、本県の厳しい治安情勢及び県費支出が高い現状を踏まえ、警察車両の充実強化を措置するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長

衆議院議長	} 様
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
国家公安委員会委員長	

原案可決

地方税源の偏在是正を求める意見書

地方税は、地方自治体が地域の実情に応じたきめ細やかな行政サービスを提供する上で、最も重要な基盤である。

また、税源は地域的に偏在することなく普遍的に存在し、景気変動に左右されず安定して税収が確保されることが重要である。

令和4年度地方財政状況調査によると、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は、都道府県の平均92.6%に対して、東京都は79.5%と突出して低く、自由に使える財源が潤沢な状況にある。また、普通交付税の算定における令和5年度の東京都の財源超過額は1.6兆円に上り、令和2年度と比べて0.4兆円増加している。

平成20年度以降、累次の是正措置が講じられてきたが、人口・経済の一極集中に加え、近年の電子商

取引の普及・拡大で、本社が多く所在する東京都に税収が一層集中する構造が生じていると考えられている。

このような中、財政力の豊かな東京都は、18歳年度末までのこどもに対する月5千円の給付や高校授業料実質無償化における所得制限撤廃等様々な分野において独自の施策を行っている。

結果として、地方自治体間の住民サービスは格差が拡大し、持続的な経済成長や地域社会の自律的発展の妨げにもなっている。

地方自治体間の財源の均衡化を図り、地域間格差をできる限り縮小していくことは、国の責務である。

よって、国においては、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた取組を早急に行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣官房長官
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第28号議案

多様な人材の確保や柔軟な働き方への対応に向けた地方公務員法等の改正を求める意見書

少子高齢化の進展・生産年齢人口の減少をはじめ、個人のライフプラン・価値観の多様化、大規模災害・感染症などの新たなリスクの顕在化、デジタル社会の進展など、地方自治体を取り巻く状況は大きく変化している。

複雑化・高度化する行政課題の解決に向けた人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでなく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠である。併せて、柔軟な働き方への対応も必要である。

近年、少子高齢化による生産年齢人口の減少の影響等から、官民を問わず人材確保が困難になっており、人材獲得競争は更に激化すると見込まれている。総務省の調査によれば、令和4年度の地方自治体の採用における競争試験の競争率は5.2倍と過去30年で最低となった。また、一般行政職の普通退職者は1万2千人を超え、10年間で倍増している。

民間では、雇用制度が大きく変化しており、新卒一括採用中心で人に仕事をつけるメンバーシップ型雇用から、企業が職務内容を明確化した上で、一人ひとりが自らのキャリアを選択するジョブ型人事の導入が進んでいる。

このような状況下において、複雑化・高度化する行政課題に対応すべく、優れた人材を確保していくためには、地域の実情に合わせ、給与や勤務時間等を柔軟かつ迅速に設定することができるよう地方自治体において裁量権のある制度の確立が必要であるが、地方公務員法等により一定の制約がある。

例えば、ジョブ型の給与制度や地方自治体独自の手当、業務時間や業務遂行手段を労働者の裁量に委ねる裁量労働制を採用することはできない。

よって、国においては、多様な人材の確保や柔軟な働き方への対応に向けた地方公務員法等の改正を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

様

原案可決

議第29号議案

義務教育段階における通信制課程の導入等を求める意見書

高等学校の通信制課程は、勤労青年に高等学校教育の機会を提供するものとして戦後に制度化された。近年では、勤労青年だけでなく、不登校や自由な学びへの志向など様々な事情をもつ生徒に教育機会を提供しており、生徒数も大幅に増加している。通信制では、多様なメディアを通じて、学習時間や時期、方法を選択して、自分のペースで学ぶことができる。

一方で、義務教育段階においては、一人一人の特性や状況等をきめ細やかに理解し指導を行い、対話的、協働的学びを重視しており、通信制課程については、義務教育の質の確保に影響があることから、戦後の学制移行期で中学校に通えなかった人を対象とした一部の例外を除き認められていない。

令和4年度の文部科学省の調査によると、小中学校における不登校児童生徒数は過去最多の約29万9千人に上り、在籍児童生徒の3.2%を占めている。

不登校児童生徒にとって、自らのペースで学びを続けることができることは重要であり、通信制課程の導入は、こうした教育機会の確保をするうえで、重要である。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を契機に、義務教育段階でもオンライン教育が大きく進展した。さらに、最先端のデジタル技術を活用することで新たな個別の学びが可能となり、また、これらの学びと教室の授業を組み合わせることも可能となっている。

通信制課程が一部を除き認められていない義務教育段階において、通学と通信のそれらの良さを融合させた学習の仕組みを制度化し、導入していくことも必要である。

よって、国においては、義務教育段階における通信制課程の導入等のために必要な対応を行うとともに、必要な経費を支援することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官
デジタル大臣
規制改革担当大臣
経済財政政策担当大臣

様

原案可決